

釧路市立鶴野小学校 学習者用タブレット端末家庭活用ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、釧路市が作成した「釧路市学習者用タブレット端末の持出等に関する要綱」の趣旨並びに「釧路市学習者用タブレット端末家庭活用ガイドライン(釧路市教育委員会策定)」の目的に則して、タブレット端末の学校外持出についての事項について、本校の実情に合わせて、より具体的に示したものである。

2 持出について

端末の持出については、基本的には次の場合に可能になるものとする。

- (1) 学校(学級担任)の指示(または特別な許可)がある場合(端末を活用した学びの機会の提供)
- (2) 学校閉鎖による長期休業などにより、学校へ登校できない場合(学びの保障)

3 端末の貸与と識別番号

児童に貸与する端末は1人に1台とし、端末の識別ができるよう番号等を学校で控えておき、誰がどの端末を持ち出しているか特定できるようにしておく。

- ・市教委管理の機種番号
- ・型番および製造番号

4 持出の間の管理と責任の所在

児童が端末を家庭に持ち出している間は、学校はその旨を保護者に伝えるとともに、保護者は児童に対して取り扱いや活用についてのきまりを守らせるようにする。

持出に関するきまりは、基本的に次のものとする。

- (1) 釧路市学習者用タブレット端末家庭活用ガイドライン(釧路市教育委員会策定)
- (2) 釧路市立鶴野小学校 学習用タブレット端末家庭活用ガイドライン(保護者向け)
- (3) 釧路市立鶴野小学校 クロームブック活用のルール(児童向け)

5 持出に関する保護者および児童の同意(承諾)

端末の家庭への持出にあたっては、児童、保護者が機器の取り扱いや活用の目的について十分に確認し、上記の決まりに則って利用するとともに、「端末家庭利用確認表兼釧路市学習者用タブレット端末持出同意書(承諾書)」に保護者、児童が署名の上使用できるものとする。

6 持出の際の機器の管理・保持

学校と家庭間における端末の移動の際は、機種をシャットダウン(終了)の上、ランドセルの中で大きく揺れないように工夫して収め、まっすぐ家庭あるいは学校へ向かうようにする。

- ・ランドセルに収まっている分には、端末の破損は起こりにくいと考えますが、家庭で不安な場合は、緩衝材や袋などを各自用意するようにする。
- ・学校帰りに児童館など、家庭へまっすぐ向かえない場合は、その旨を家庭から先方へ伝えるなど、機器の紛失や破損につながることをないように留意する。

- ・充電アダプターは学校充電保管庫に収めているため、各家庭で用意する。(準備が困難な場合は翌日登校後、すぐに充電保管庫で充電し、対応する。)

7 端末の接続に関すること

端末の接続に関する一切は、保護者が責任を持って行う。

(1) 端末の回線への接続および回線使用料は保護者が責任を持って行う。

- ・基本的な接続の仕方は、学校で通知する。
- ・接続に関するサポートは接続環境が各家庭の状況により異なるため、学校では対応しない。

(2) 端末の使用環境が整わない家庭においては、代替の課題やプリントで対応する。

- ・接続環境が整っていない家庭であっても、持ち出しはできるものとする。
- ・Wi-fi等の接続機器があっても、技術的、料金的な面で接続が困難な場合は、端末の使用環境が整わないものとして代替の方法で対応する。
- ・臨時休業中のリモート授業などにおいて、端末を活用した家庭での遠隔授業が困難な場合については、学校で特設教室を設置するなどして対応する。

8 紛失、破損に関すること

持出中に端末の紛失または破損等が認められた場合は、速やかに学校へ報告すること。

(1) 紛失したとき

- ・端末を紛失した際は、保護者は速やかに学校へ報告するとともに、別紙「学習者用タブレット端末紛失・破損届」にその旨を記載し、提出すること。
- ・紛失の状況において、当該児童(保護者)に重大な過失が認められる場合は、代替機入替に関する費用の弁済を保護者に求めることがある。

(2) 破損したとき

- ・端末の破損、故障が認められたときは速やかに学校へ報告し、当該機を学校へ持参すること。

※破損した際の修理手配は学校を通じて行うので、個人では行わないこと。

- ・学校、釧路市教育委員会で機器の破損状況を確認し、修理が必要と認められた場合は、保護者は「学習者用タブレット端末紛失・破損届」にその状況等を記入し提出し、これを受けて、学校、釧路市教育委員会が修理しその費用を負担する。
- ・破損、故障状況を確認した際に、当該児童(保護者)に重大な過失が認められる場合は、修繕費等に関わる費用の弁済等を保護者に求めることがある。

9 その他

本ガイドラインは、持出の第1段階として学校と家庭の間の端末の移動を定めたものにとらえ、他の公共機関の利用を含めた端末の移動については、今後別に定めていく。

- ・必要に応じて、適宜、ガイドラインの改訂を図っていく。

令和3年8月

釧路市立鶴野小学校

ICT推進部 作成